

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
5年 6月 22日	
群馬県知事 あて	
提出者 住 所 群馬県高崎市沖町486番地80 氏 名 株式会社 上原産業 代表取締役 高橋 良宗 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 027-343-2979	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	群馬県内現場
事業場の所在地	群馬県内一円
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（土木、解体工事）
②事業の規模	元請完成工事高（解体工事）：35,573,237円
③従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生材はすべて委託処理。 木くず→中間処理：破碎 石膏ボード類→中間処理：破碎 廃プラスチック類（混合廃棄物）→中間処理：選別 繊維くず→中間処理：破碎（選別） ガラスくず及び陶磁器くず→中間処理：選別 がれき類→中間処理：破碎 石綿含有建材→最終処分：埋立 金属くず→中間処理：切断

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
※(別紙1)参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	排出量	1,955.47 t	t
	(これまでに実施した取組) ・最終処分量を極力抑え、分別リサイクルの徹底。 ・小規模施工(述床面積80m ² 以下)に対しても、分別リサイクルを行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	排出量	2,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・解体工事において発生する(述床面積80m ² 以下も含む)全ての解体物の分別リサイクルの徹底を図る。 ・再生利用出来る廃棄物に関してはリサイクル処分場に委託し、適正に処理を行う。 ・可能な限り最終処分量を少なくし、適正に委託し、処理を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、石膏ボード類、廃プラスチック類(混合廃棄物)、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有建材、金属くず。 ・適正な処分場を選択し、極力再資源化を目的とした処理をおこなう。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、石膏ボード類、廃プラスチック類(混合廃棄物)、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有建材、金属くず。 ・今後も適正な処分場を選択し、極力再資源化を目的とした処理をおこなう。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	2,000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,980 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性のある処理業者と委託契約書を締結し、適正な処理を行う。 ・中間処理後の再委託等の処理業者及び処分場を把握し、処理が適正であることを確認する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類別排出・処理状況(令和4年度実績)

廃棄物の品目	性状	排出量 (t/年)			処分方法		リサイクル
		解体工事	土木工事	合計	中間	最終	
がれき類 コンクリート	固形状	1,346.30	0.00	1,346.30	破碎		RC路盤材
がれき類 アスファルト	固形状	70.00	0.00	70.00	破碎		再生 アスファルト
その他 がれき類	固形状	114.40	0.00	114.40	破碎		RC路盤材
木くず	固形状	265.71	0.00	265.71	破碎		チップ
廃プラ類	固形状	16.45	0.00	16.45	選別破碎	※1	
ガラスくず及び 陶磁器くず	固形状	17.80	0.00	17.80	破碎		再生カレット 路盤材
			0.00	0.00	選別破碎	※1	
ガラスくず及び 陶磁器くず (蛍光管)	固形状	0.02	0.00	0.02	破碎		水銀・ カレット
繊維くず	固形状	3.18	0.00	3.18	破碎		
混合廃棄物	固形状	36.01	0.00	36.01	選別破碎	※1	
廃石膏ボード	固形状	56.00	0.00	56.00	破碎		紙・石膏
石綿含有 産業廃棄物	固形状	29.60	0.00	29.60		埋立 (安定型)	
合 計		1,955.47	0.00	1,955.47			

※1 選別後、各処分場より再委託処理

※(別紙1)管理体制等

統括責任者		代表取締役 高橋 良宗
特別管理産業 廃棄物管理責任者		取締役
廃棄物担当		組織名：総務部管理課 組織人数：2人
役割	統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	総務部 (事務処理)	<ul style="list-style-type: none"> ○委託契約書の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○処理業者の選定、管理 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織

